

第 101 回安来市議会定例会 12 月定例会議  
総務企画委員長報告

令和 4 年 12 月 14 日

去る 12 月 1 日に開議されました本会議において本委員会に付託されました

「議第 2 号 安来市個人情報保護法施行条例制定について」

「議第 3 号 安来市個人情報保護審査会条例制定について」

「議第 4 号 安来市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について」

「議第 6 号 安来市防災会議条例の一部を改正する条例制定について」

「議第 7 号 安来市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

「議第 8 号 安来市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」

「議第 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」及び

「議第 16 号 安来市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定について」

の 8 件について、12 月 6 日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

はじめに、審査結果について報告いたします。

「議第 3 号」、「議第 4 号」、「議第 6 号」、「議第 7 号」、「議第 8 号」及び「議第 16 号」の 6 件については、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議第 2 号」及び「議第 9 号」の 2 件は賛成多数により、執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第 2 号」では、執行部より「令和 3 年 5 月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その中の改正個人情報保護法により、今まで各条例、各法であった個人情報保護制度が官民、全自治体で統一されることから、この度の条例制定となった。この法改正は令和 7 年度に予定されている、地方自治体の総合行政システムの標準化を睨んだもので、個人情報の定義、ニュアンスなどのズレを、すべて同じにするべきとの考えによるものである」との説明がありました。

委員より「これまで市独自であったものが、法律で一本化されるとのことだが、整合性は保たれるのか」との質問に対し、執行部からは「改正個人情報保護法 第 5 章

により、各地方自治体で定めていた要件については網羅されているという認識であり、不具合が生じるとは考えていない」との答弁でした。

また、委員より「国が一本化したことについては、保護するというよりも、情報活用だというふうにとらえているため、これは個人の情報を守るという立場ではないという意味で、いかがなものかと考えている」との意見がありました。

「議第 3 号」では、委員より「現行の条例には審査会と審議会が規定されているが、今回なぜ審議会はなくなったのか」との質問に対し、執行部からは「審査会は、開示請求の決定に対し不服申立てがあった際に、市が行った処分が妥当かどうかを審査する機関で、大学教授、弁護士、司法書士など学識経験者が委員となる。一方審議会は、市が新規事業などで個人情報に関連する場合に、一般的な意見を聞く機関で、一般市民が委員となる。今後審議会の部分は、国の個人情報保護委員会に相談することとなる」との答弁でした。

また、委員より「これまで審査会が開催されたことがあるか」との質問に対し、執行部からは「案件がなく、審査会としては開催していない」との答弁でした。

「議第 8 号」では、委員より「この制度は 55 歳からだが、国の基準か何かに準じているのか」との質問に対し、執行部からは「年齢については、国や他の自治体の状況を参考に 55 歳からとした」との答弁でした。

また、委員より「このようなシステムは、これまで安来市としてあったのか」との質問に対し、執行部からは「今回が初めての導入である」との答弁でした。

「議第 9 号」では、委員より「職員の定数について、消防と教育委員会の職員数の改正についての考え方と、市長部局の職員数との整合性は取れているのか」との質問に対し、執行部からは「消防職員の増については、定年引上げ制度によって、65 歳まで全員が在職した場合、この先 20 年間で一番多い人数を計上した。教育委員会の減については、給食センターの稼働に伴うもので、学校の調理師を保育所などに配置換えをしており、その部分を差引いたもので計上した。市長部局については、合併時の職員数が基準となっており、余裕があることから、変更をしていない」との答弁でした。

また、委員より「60 歳に達した後の給与に関して、給与表の 7 割とすることについて、働き方のモチベーションにも関わることなので、行うべきではない」との意見がありました。

以上、総務企画委員長報告といたします。